藤女子大学紀要投稿規程

(投稿資格)

- 第1条 藤女子大学紀要(以下「紀要」という)に投稿できる者は、藤女子大学(以下「本学」という)の専任の教職員(特任教員、嘱託教員を含む)とする。
- 2 本学の教職員以外の者を共著者として加える時には、筆頭著者が本学 の専任の教職員の場合に限る。
- 3 本学を退職した専任の教職員の投稿は認めることがある。
- 4 本学の非常勤講師の投稿は、本学の専任の教職員の推薦があった場合に限り、認めることがある。

(研究内容)

第2条 投稿原稿の内容は、本人の行った研究で、その分野において発表 の意義のあるものとする。ただし、未公刊のものに限る。

(原稿の提出)

- 第3条 原稿は、各学科の紀要委員を通して提出する。
- 2 文学部紀要、あるいは人間生活学部紀要への投稿は、本人の希望による。

(原稿の受理)

- 第4条 提出原稿は、紀要委員会において受理される。提出原稿は完成原稿とし、不完全なもの、推敲不十分なものは受理しない。提出された原稿の受理日は、完成原稿が紀要委員会に提出された日とする。
- 2 当年度発行の紀要の最終受理は、文学部紀要はその年度の10月末とし、 人間生活学部紀要は11月末日とする。

(論文の掲載)

第5条 論文の掲載の決定は原則として紀要委員会の議を経て行うものと し、当年度の紀要の予定枚数を超えたときは、翌年度の紀要に廻すこと がある。

(著作権)

第6条 紀要に掲載された論文などの著作権は著者に帰属するものとする。 ただし、掲載された論文などの電子化及び電子化による公開については、 本学及び本学が委託する機関が行うことを許諾するものとする。

(その他)

- 第7条 抜刷は1論文につき50部を進呈する。ただし、それ以上を必要と する場合は著者の負担とする。
- 2 その他必要な事項は、紀要委員会の合議により決定する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。